

「りそなビジネスダイレクト」利用規定

【Web照会・振込サービス】

平成22年3月15日

目次

りそなビジネスダイレクト〔Web照会・振込サービス〕

- 第1条 りそなビジネスダイレクト〔Web照会・振込サービス〕の取扱い
- 第2条 振込・振替取引
- 第3条 口座情報の提供
- 第4条 税金・料金払込「Pay - easy」

りそなビジネスダイレクト〔Web照会・振込サービス〕

第1条 りそなビジネスダイレクト〔Web照会・振込サービス〕の取扱い

1. りそなビジネスダイレクト〔Web照会・振込サービス〕の内容

りそなビジネスダイレクト〔Web照会・振込サービス〕（以下「Web照会・振込サービス」といいます）は、パソコンなど当社所定の機器を用いた契約者（以下「契約者」といいます）からの依頼に基づき、振込・振替手続等を行うサービス、口座残高照会等の契約者の口座情報の提供を行うサービス、その他当社所定のサービスを行います。（この定めには各サービスの開始時期を含みます）なお、利用については、当社の「りそなWebサービス」の契約者の方で、当社が申込みを承諾した方に限らせていただきます。

2. サービス利用時間

「Web照会・振込サービス」の利用時間は当社所定の時間内とします。なお、当社はこの利用時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。

第2条 振込・振替取引

1. 振込取引の内容

(1) Web照会・振込サービスによる資金移動取引のうち、当社または他の金融機関の国内本支店の口座を契約者が「入金指定口座」とし、その「入金指定口座」あてに行う資金移動取引を、当社は「振込」として取扱います。なお、振込の受付にあたっては、当社所定の振込手数料（消費税を含む）をお支払いいただきます。

(2) 「支払指定口座」は「お申込口座」として登録されている、普通預金、当座勘定および貯蓄預金とします。振込先として指定できる取扱店は、当社の国内本支店及び「全国銀行データ通信システム」に加盟している金融機関の国内本支店とします。

2. 振替取引の内容

前項による資金移動取引のうち、「支払指定口座」と同一名義かつ同一の取扱店にある口座を契約者が「入金指定口座」とし、その「入金指定口座」あてに行う資金移動取引を、当社は「振替」として取扱います。

3. 上限金額の設定

1 支払指定口座1日あたりの振込振替処理依頼限度額は、当社所定の振込振替限度額の範囲内かつ契約者により登録された振込振替限度額の範囲内とします。なお、当社は契約者に事前に通知することなく当社所定の振込振替限度額を変更することがあります。

4. 処理指定日の指定方法

(1) 処理指定日は、契約者のパソコン等の端末から指定して振込または振替を依頼してください。この場合、当社所定の期間の銀行営業日を指定する取扱いが受けられるものとします。なお、当社は契約者に事前に通知することなくこの期間を変更することがあります。

(2) 契約者の依頼した取引については、当社の定める処理を行うまでは取消しを受付けます。ただし、この時間を過ぎての取消しはできませんので予めご了承ください。

5. 振込資金の交付等

(1) 振込資金は、振込指定日の前営業日までに当社に交付するものとします。

(2) 振込資金は、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定にかかわらず、普通預金通帳および、払戻請求書または当座小切手なしに指定預金口座から自動的に引き落とします。

6. 依頼内容の訂正・組戻し

振込手続において、「入金指定口座」への入金ができない場合には、契約者は当社あてに当社制定の組戻依頼書等を書面により提出するものとし、当社は組戻依頼書等の提出を受けたうえで訂正及び組戻手続を行うものとします。組戻手続を行う場合、本条第1項第1号の振込手数料（消費税を含む）は返却しません。また、組戻しにつきましては別途手数料がかかりますので、予めご了承ください。

第3条 口座情報の提供

1. 内容

当社は契約者からの依頼により、「お申込口座」として登録されている口座について、各種の照会（残高照会、入出金明細照会等）サービスを行います。

2. 口座情報

(1) 照会サービスでは、当社が定める期間の取引内容を回答します。ただし、当社はこの期間を契約者に事前に通知することなく変更することがあります。

(2) 当社から照会サービスにより回答した内容について、振込依頼人から訂正依頼があった場合、その他の理由により変更があった場合には、内容が変更される場合があります。

第4条 税金・料金払込「Pay - easy」

1. 税金・料金払込「Pay-easy」の内容

(1) 税金・料金払込「Pay - easy」（以下、「税金・料金払込」といいます）とは、当社所定の収納機関に対する各種料金を払込むことができるサービスです。

(2) 「支払指定口座」は「お申込口座」として登録されている、普通預金、当座勘定及び貯蓄預金とします。

2. 上限金額の設定

1 支払指定口座 1 日あたりの税金・料金払込限度額は、当社所定の税金・料金払込限度額の範囲内かつ契約者により登録された税金・料金払込限度額の範囲内とします。なお、当社は契約者に事前に通知することなく当社所定の税金・料金払込限度額を変更することがあります。

3. サービス利用時間

「税金・料金払込」の利用時間は当社所定の時間内とします。なお、当社はこの利用時間を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。また、収納機関の利用時間の変動等により、当社所定

の利用時間内でも利用ができない場合があります。

4. 領収書

当社は「税金・料金払込」にかかる領収書を発行いたしません。

5. 取消

収納機関からの連絡により、受付けた払込について、取消となることがあります。

6. 入力誤り

収納機関が指定する項目が当社の任意に定める回数以上誤って入力があった場合、「税金・料金払込」の利用を一時停止する場合があります。

7. 手数料

料金払込みサービスの利用にあたっては、当社所定の利用手数料を支払っていただく場合があります。

8. 収納内容

収納機関からの請求内容および収納機関での収納手続きの結果等、収納等に関する照会については収納機関に直接お問い合わせください。